

◎新潟県告示第995号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年9月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
株式会社 フレアス	上越市土橋 1036-1 グ ランフィール 201号室	住所	上越市土橋1021- 4 日新城北ビル1 階	上越市土橋1036- 1 グランフィール 201号室	平成28年4月1日